

皆様に愛される職員になりたい！

今田 聖香 さん



こんだ せい か さん / 平成2年3月生まれ / 網走信用金庫津別支店に勤務 / 達美

青春

くるーずあっぷ

「お客様のお金を預かっている身なので常に緊張感を持って仕事をしています」と話すのは、今年4月から網走信用金庫津別支店に勤務している今田さん。出身は斜里町で、斜里中学校、網走南ヶ丘高校を卒業後、北海道武蔵女子短期大学で経済学科を専攻。現在は預金や窓口業務を担当し「慣れない言葉使いに気を付けています」と話す。

思い、短大時代はずっと金融機関に挑戦していました」と当時を振り返ります。最近ではよく買い物に行き、月に一度は札幌へ出かけている今田さんは「車がないので仲良くなつた近所の方と一緒に買い物に行っています。今度は近所の方をみんな誘って行きたいですね」(笑)と笑顔で話してくれました。最後に「これからの意気込みとして、お客様に『ありがとう』と思ってもらえる職員になりたいです」と話されました。

温故知新

【389】

戦争は、忘却できない悪夢

倉石 正人 さん



くらいし まさと さん / 大正9年6月津別町で生まれる / 90歳 / 最上在住

「両親は、開拓が始まって間もない大正7年4月、長野県から津別町に入植。当時は、農耕を目的として土地賃借契約書を交して、北海道から貸し渡しを受けていました」と語る。父親は、昭和18年10月16日、私が戦地で留守のときに、51歳の生涯を閉じました」と話された。昭和60年、亡き父の苦勞をしのぶ家族史「北を拓く」を50部編集作成して関係者、親類に配布している。「北を拓く」は、両親が8人の子供を抱え、荒地を切り開き自然

健康いきいき

高齢者の「うつ」

どんなことがきっかけ？
高齢になると、体力の低下・親しい友人や兄弟が亡くなる・一人暮らしになり話し相手もいなくなる・病気になるなど、これまでとは違った環境変化により「喪失感」を感じるものが自然と生じやすくなります。どの高齢の方にも感じるものがある「喪失感」。「この「喪失感」こそが、うつ病を引き起こすきっかけとなることが多いといわれています。

どんな症状？
うつ病は若い人にも起こりますが、高齢の方のうつ病は「疲労がとれない」「体のあちこちが痛い」など、身体の状態が前面に出ることが多くなります。これらの症状は、普通の高齢の方でもよくみかける症状であるため、病気とは気づかれにくいことがあります。また「物忘れ」「頭がぼんやりする」などの症状は、認知症と間違えられてしまう場合もあります。さらに、一

般的によく知られている「気分落ち込み」「強い不安感」「意欲の低下」「不眠」などのうつ症状も伴います。うつ病だと感じたら？
うつ病を放っておくと状況はさらに悪化し、物事の考え方も悲観的になってしまい、自殺に及ぶ危険性が高まってしまいます。

そのため「最近様子がおかしいな」と感じたら、早い段階で精神科に受診することが重要です。適切な治療を行うことで、数ヶ月で治る場合が多いといわれています。治療内容としては「ゆっくり休養すること」「処方された薬を飲む」などのことが主です。「ご家族などには、ご本人に十分休養をとってもらえるよう心がけていただきたいと思います。」「がんばれ」という励ましは、逆にご本人を追い詰めてしまい症状の悪化につながってしまいます。適切な対応を心がけ、うつ症状の悪化を防ぎましょう。

との闘いの中、入植した当時の状況を、資料やイラスト、写真を使い作成されていて、生まれ育った津別町、最上地区を知る上で貴重な郷土史である。

また、昭和46年発行の新訂津別町史(開基85年)、昭和60年発行の津別町百年史には、当時の写真や保管していた資料が提供されています。

戦争体験は「昭和15年6月14日徴兵検査に合格し、中国に派遣になり、大陸各地を転々とし、昭和20年8月15日、中国河南省で終戦となりましたが、国府軍(蒋介石・中華民国軍)と八路军(中国共産党)の摩擦の中、夜間強行脱出など、小さな戦闘が各地で発生し、日本軍にも犠牲者が多く出ました」と当時を振り返る。

「私は、重火器中隊の武器接收責任者でしたので、米軍の指示で、国府軍に日本軍の武器を引き渡して、復員することが出来たのは翌年の4月10日でした。国交回復後、中国には3回視察旅行で行き戦地などを回りました。私の第2の故郷は中国です」と語る。「戦争は間違ってもすべきではなく、平和で戦争のない世の中を望みます」と語る。

健康で元気な理由は、「くよくよしないので、のんびり時間を過ごしています」と話された。きちょうめんな性格で、体の動きも俊敏な倉石さんです。

暮らしを支える

税

町道民税のお願い(給与特別徴収について)

町道民税は、直接本人が納める普通徴収と、事業主が本人に代わって給与からの天引きにより納める特別徴収に分かれています。普通徴収の場合は、6月中頃に届く納付書により、6、8、10、12月の4回に分けて納めていただき、特別徴収は6月から翌年5月までの12回に分けて、毎月の給与から天引きされることとなります。特別徴収は普通徴収に比べ、納付書で納める必要がなく、年額税を12回に分けて納付するため1回あたりの納付額は少なく済みます。年度当初は普通徴収であった方についても、事業主に依頼することでも途中から特別徴収にすることも可能です。

また、税条例では継続して給与の支払いを受けている方の町道民税については特別徴収の方法によらなくてはならないこととなっていますので、事業主の方は条件に該当する方がいましたら特別徴収の方法によりお願いいたします。また、町道民税は前年の所得に基づき決定した税額を納めていただくので、所得税とは違い事業者の方が毎月税額を算出する必要はありません。